

農家の手伝いをしてみませんか？

援農ボランティア募集

身近な農作物の生産に携わりながら農業を応援する「援農ボランティア」を募集します。

実際に農業を体験することで食の安全や安心が実感でき、生産の大変さなど農業に対する理解が深まります。

皆さんの支援をお願いします。

対象

● 長期：年間を通して週1日以上手伝うことができる方

● 短期：繁忙期やボランティアが可能な時期に手伝うことのできる方

ボランティア先 ①野菜農家②花卉農家

申込み・問合せ

4月15日(木)までに、往復

はがきに「対象(長期または短期)・希望先(①または②)・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・そのほかの希望事項」を記入し、郵送で〒20

5-8601(住所記載不要) 産業活性化推進室農業観光係へ

※活動は無償で行っていただきます。

※希望コースに添えない場合があります。ご了承ください。

※駐車場に限りがあります。車での来場は遠慮してください。

※青空市当日の説明は、申込受付後、順次行います。

※雨天およびグラウンド状態不良の場合は中止。

※消費生活センター ☎ 555-1111

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111

第34回青空市参加者募集

青空市は、品物の再使用を図ることを目的としています。営業目的の出店はできません。

応募資格 市内在住の高校生以上の個人または団体(高校生は保護者の承諾が必要)

区画数 100区画(先着順)

参加費 1区画(3m×4m) 800円

取扱品 家庭で不要となった品物や不要な素材

で製作したもので、壊れていないもの

※家電製品・食料品・ペットなどの販売はできません。

※雨天およびグラウンド状態不良の場合は中止。

※消費生活センター ☎ 555-1111

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111

申込み 4月25日(日)午前9時〜正午に、直接消費生活センターへ

※電話・郵送での申込みは受け付けません。

第34回青空市

日時 5月15日(土)午前9時〜正午

会場 富士見公園Cグラウンド

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111



消費者の日「第2弾」

「ダンボール箱で堆肥作り」講座

家庭で簡単にできる「生ごみの堆肥化」の講座です。

「ダンボール箱」で生ごみも減り、良い堆肥ができます。

日時 4月17日(土)午前10時〜正午

会場 消費生活センター2階活動室

定員 20人(先着順)

参加費 400円(当日集金)

※作製した「ダンボール箱」は、持ち帰ることができます。

申込み・問合せ 事前に消費生活センターへ ☎ 555-1111

今年もやります!!

第2回はむすぽ祭

運動を始めたけれど何をしてよいかわからない方。卓球やバドミントンをしたけれど相手がいない方。とにかく体を動かしたい方など、一緒に汗を流しませんか。

家族や友達と一緒にお願いします。

日時 4月24日(土)午前9時30分〜正午(午前9時受付開始)

会場 スポーツセンター第1・第2ホール

参加費 100円(はむすぽ会員は無料)

内容 バドミントン・卓球・スポーツ吹矢など

※運動のできる服装で、室内用運動靴を持参してください。

※直接会場へお越しください。

問合せ はむすぽ連絡事務所 ☎ 519-5712

5712 info@hamu-spo.org (火曜)

日：午前10時〜午後4時、土曜日：午前10時〜正午)



木造住宅「耐震診断」「耐震改修」

経費の一部を補助

万が一の地震に備え、木造住宅の耐震化を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、市では木造住宅の「耐震診断」および「耐震改修」に要する経費の一部を補助しています。

■耐震診断とは…

建物の地震に対する強さの度合いを調べること

■耐震改修とは…

耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修などのこと

対象

- (1) 補助対象となる住宅を所有する市内在住の方
(所有者が共有の場合は共有者全員によって合意された代表者)
- (2) 市に納付すべき市税などを完納している方
(所有者が共有の場合においても同様)

「耐震改修」を行う前に、 まず「耐震診断」を！

■耐震診断

補助対象住宅 市内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に在来工法（軸組工法）により建築された2階建て以下の1戸建て

■耐震改修

木造住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅としているもので、賃貸住宅を除く）
交付額 耐震診断に要する経費の2分の1
(限度額5万円)

補助対象住宅 市内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された個人住宅で、次のすべての条件を満たす住宅

(1) 耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付対象となつた住宅または財団法人建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法もしくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く）による診断の評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅

- (2) 耐震改修が建築基準法および建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に違反していないこと
交付額 耐震改修に要する経費の2分の1
(限度額50万円)

※65歳以上の方は、耐震改修に要する経費の10分の6（限度額50万円）を交付します。

申請先・問合せ

建築課建築係

太陽光発電システム設置費の助成

市では、自然エネルギーの利用を支援するため、太陽光発電システムを設置した方に助成金を交付します。

二酸化炭素の排出量を削減し、地球環境を守りましょう。

対象

- (1) 申請日現在、市内に住所を引き続き1年以上有している方
- (2) 納期が到来している市税を完納している方
- (3) 4月1日以降に自ら居住する住宅に新たに対象システムを設置した方、または新たに対象システムが設置された住宅を購入し、自ら居住している方

対象機器

財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュール認証を受けているもの、または同等以上の性能を持つなどの基準を満たした太陽光発電システム

助成金額

システム設置1件につき5万円
※助成金の交付は1世帯につき1件限りです。

受付期間

- 第1期 4月1日(木)～
- 第2期 7月1日(木)～
- 第3期 10月1日(金)～
- 第4期 平成23年1月4日(火)～

※先着順に受け付け、各受付期間の予定数に達した時点で受付を終了します。

申請期限

システムを設置、またはシステムが設置された新築住宅を購入した日の属する受付期間の次の受付期間終了まで

※申請書は市役所2階環境保全課窓口で配付するほか、市ホームページからダウンロードすることができません。

※詳しくは、問い合わせてください。

申請先・問合せ

環境保全課

※高効率給湯器の設置費を助成する制度は、平成21年度をもって終了しました。

家具転倒防止器具の支給

地震発生の際、家具などの転倒による被害を最小限に抑えることを目的として、家具転倒防止器具を「無償」で支給します。

高齢の方の世帯などには、器具の取り付けも行います。ぜひ、利用してください。

対象 住宅に家具転倒防止器具などを設置しようとする市内の世帯

※昨年支給を受けた世帯を除く全世帯が対象です。

次の世帯には、支給する器具の取付けを行います。

- (1) 高齢の方（満65歳以上）のみの世帯
- (2) 要介護認定を受けている方のいる世帯
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方のいる世帯
- (4) 愛の手帳をお持ちの方のいる世帯
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯
- (6) 難病医療費助成を受けている方のいる世帯

無償で支給！



▲ふんばる君

●支給器具の例●



▲つっぱり棒

支給器具 家具の転倒を防止するための天井

に取り付ける「つっぱり棒」や、家具の下に挟み込む器具など

※器具の種類・支給の上限など詳しくは、市役所2階生活安全課窓口で、器具の見本およびパンフレットをご覧ください。

申請に必要なもの 印鑑

※取付けを希望する方は、該当の手張や医療券を持参してください。

その他

○器具を取り付けることにより、家具などは転倒しにくくなりますが、地震の規模や家屋の状況によっては効果が得られない場合があります。万が一家具が転倒した場合、市では責任を負いません。ご了承ください。

○家具転倒防止器具支給事業は、平成21～23年度の3年間行う予定です。申請は1世帯につき1回限りです。

申込み・問合せ 4月1日(木)から、直接生活安全課防災係へ

※器具の支給は先着順とし、予定数に達した時点で受付を終了します。

※土・日曜日、祝日は受け付けません。

※事前に家具と天井との間の寸法を測ってから窓口へお越しください。

※申請内容の審査を行い、支給の可否を決定し、通知します。その後、市の指定業者が、器具を直接自宅へ届けます。

子ども手当の支給

次世代の社会を担う子どもの健全やかな育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までのお子さんを養育する方へ、子ども手当の支給を開始します。

対象 中学校修了前の児童(15歳に到達する日以後、最初の

3月31日までの間にある児童を養育している市内在住の方

※所得制限はありません。

※公務員(独立行政法人などへの勤務および公益法人などへ派遣されている方を除く)の方は勤務先での申請となります。

支給額(月額) 対象児童1人につき1万3000円

※支給は6月から開始します。

支給対象期間 申請した月の翌月から15歳到達後最初に迎える3月分まで

申請 手当の受給には、申請が必要

です。

出生日(または前住地転出予定日)の翌月に申請した場合、申請

日が出生日(または前住地転出予定日)の翌日から起算して15日以

内であれば、出生(または前住地転出予定)月に申請のあったものとして取り扱います。

保護者からの申請が遅れると、いかなる場合でもさかのぼっての支給はできません。注意してください。

●平成22年3月31日現在、児童手当の支給を受けている方は、申請手続きは不要です。

●所得制限により児童手当の支給を受けていなかった方、中学生のお子さんの方は、申請手続きが必要です。

●申請の必要な方には、4月中旬に申請書などを送付します。

必要書類を揃えて申請してください。

●申請時に必要書類がすべて揃っていても受け付けることができませんが、その後、郵送などで提出していただく必要

があります。

※詳しくは、問い合わせてください。

申請先・問合せ 子育て支援課

支援

8 広報はむら 22.4.1